

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する
政令案について（概要）

令和 7 年 1 0 月
林 野 庁

I 改正の趣旨

- (1) 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）により、
- ① 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）について、
 - i 地域の関係者の協議によって、経営管理の集約化の絵姿を構想する「集約化構想」の仕組みを設けること
 - ii 集約化構想の実現のため必要があるときは、当該集約化構想に係る市町村への経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を同時に一括して行う「権利集積配分一括計画」の仕組みを設けること等の改正を
 - ② 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）について、経営管理の集約化の推進のため、施業施設協定制度を設け、必要な手続規定である施業実施協定の認可手続や、効力等に関する規定を準用することとすること等の改正を行ったところである。
- (2) 本政令案は、改正法の施行に伴い、森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号）その他の関係政令の所要の規定の整備を行うものである。

II 改正の概要

- 1 森林経営管理法施行令の一部改正（政令案第 1 条関係）
- (1) 改正法による改正後の森林経営管理法（以下「新森林経営管理法」という。）第 43 条第 1 項に基づき、集約化構想の作成に係る細則として、
- ① 集約化構想の期間
 - ② 協議の結果を踏まえ、集約化構想を定める場合について定めるものとする。
- (2) 改正法における準用規定に関する規定の整備等を行う。
- 2 その他所要の規定の整備（政令案第 2 条から第 4 条まで）
- 1 のほか、
- ① 登記手数料令（昭和 24 年政令第 140 号）について、同令に規定する筆界特定の申請に要する手数料に係る規定の対象への、新森林経営管理法第 47 条に基づく筆界特定の申請に係るものの追加
 - ② 宅地建物取引業法施行令（昭和 39 年政令第 383 号）について、森林法における施業施設協定の新設に伴う所要の規定の整備
 - ③ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定

める政令（令和5年政令第342号）について、改正法による条項移動に伴う所要の規定の整理を行う。

Ⅲ 施行期日

改正法の施行の日（令和8年4月1日※）

〔※ 改正法の施行期日については、改正法附則第1条において、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を定め、令和8年4月1日とするもの。〕